

# 東京二十三区清掃一部事務組合パブリックコメント実施要綱

平成 17 年 11 月 2 日

副 管 理 者 決 定

## ( 目的 )

第 1 条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定め、区民等からの意見等の提出機会を設け、区民等の多様な意見等を把握するとともに、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「組合」という。）の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

## ( 定義 )

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 パブリックコメント手続 組合の事業に関する計画又は指針の策定に当たり、当該計画等の概要案を広く公表し、当該公表概要案に対する区民等からの意見及び情報の提出を受け、当該提出意見等を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。
- 二 区民等 次に掲げるものの総称をいう。
  - イ 特別区内に在住、在勤及び在学の者
  - ロ 特別区内の事業者及び団体
  - ハ 計画等の案に利害関係のある者

## ( 対象 )

第 3 条 パブリックコメント手続の対象となるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 組合の事業に関する計画又は指針
- 二 その他パブリックコメント手続を適用することが必要と認められるもの

## ( 適用除外 )

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、計画等の策定に当り、パブリックコメント手続を適用しないことができる。

- 一 施策の策定に関し、意見聴取等の手続が法令等により定められている場合
- 二 使用料及び手数料の徴収に関するもの
- 三 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関等が、この要綱に定める手続に準ずる手続を経て策定した報告又は答申等に基づき施策等を策定する場合。
- 四 組合組織内部の管理及び運営に関するもの
- 五 迅速若しくは緊急を要する場合
- 六 軽微なもの又は裁量の余地のないもの

## ( 計画等の案の公表 )

第 5 条 計画等の案の公表は、意思決定を行う前の適切な時期に行わなければならない。

- 2 前項の規定により計画等の案を公表するときは、関連する資料を併せて公表するよう

努めるものとする。

- 3 前二項における公表の方法は、組合ホームページへの掲載及び総務課、当該計画等の担当窓口、並びに東京二十三区清掃一部組合組織規則（平成 12 年規則第 10 号）別表第二に掲げる本庁行政機関での閲覧によるものとする。

（意見等の提出）

第 6 条 意見等の提出は、住所及び氏名・団体名等を明記して、書面（電磁的記録を含む。）によるものとする。

- 2 意見等の提出方法は、当該計画等の担当窓口への提出並びに電子メール、ファクシミリ及び郵便により行うものとする。
- 3 意見等の提出期間は、計画等の案を公表した日から起算して概ね 2 週間程度とする。

（意見等の公表）

第 7 条 管理者は、提出された意見等を考慮して、計画等の意思決定を行うものとする。

- 2 管理者は、計画等について意思決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。ただし、意見等を公表することが、第三者の正当な権利利益を害するおそれがあると認めるときは、当該意見等の全部又は一部を公表しないことができる。

一 意見等

二 意見等に対する組合の考え方

三 計画等の案を修正して意思決定したときは、当該修正の内容

- 3 提出された意見等のうち、類似の意見等及びそれに対する組合の意見はまとめて公表することができる。なお、提出された意見等に対する個別の回答は行わない。
- 4 前二項における公表の方法は、第 5 条第 3 項の規定を準用する。

（個人情報の保護）

第 8 条 管理者は、第 6 条の規定により提出された意見等のうち、提出者が明記した住所及び氏名・団体名等並びにその他の個人情報については、東京二十三区清掃一部事務組合個人情報の保護に関する条例（平成 12 年条例第 4 号）の趣旨に則り適正に管理しなければならない。

（一覧の作成）

第 9 条 管理者は、定期的にパブリックコメント手続実施状況の一覧を作成し、公表するものとする。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。